

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の休止	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始(4件)	〃
○公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・契約者等	農 産 園 芸 課
◎ 教育委員会規則	
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	高 校 教 育 課
○長崎県立中学校管理規則の一部を改正する規則	〃
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日	有 効 期 間
訪問看護ステーション ひらき	合同会社 いとよし 代表社員 山口 泰子	長崎県諫早市飯盛町開1368-1	令和3年12月1日	令和9年11月30日

株式会社エム. エス. ファーマシー いちば 薬局	株式会社エム. エス. ファーマシー 代表取 締役 杉本 憲昭	長崎県北松浦郡佐々町市場免 15-4	令和3年12月1日	令和9年11月30日
亀山薬局アリーナ店	株式会社亀山薬局 代 表取締役 亀山 貴康	長崎県島原市中安徳町丁4309	令和3年11月1日	令和9年10月31日
医療法人 宮崎医院	医療法人 宮崎医院 理事長 宮崎 伸一郎	長崎県島原市上の町869	令和3年12月1日	令和9年11月30日
蔵田歯科医院	蔵田 福雄	長崎県大村市原口町589-1	令和3年12月1日	令和9年11月30日
健康堂薬局 みずほ店	有限会社 健康堂 代 表取締役 桧和田 洋 一	長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛1179	令和3年12月1日	令和9年11月30日
医療法人 坂口こども クリニック	医療法人 坂口こども クリニック 理事長 坂口 点	長崎県松浦市志佐町浦免1738番 地2	令和3年12月1日	令和9年11月30日
たけし歯科医院	医療法人 翠月会 理 事長 武 俊朗	長崎県大村市桜馬場2丁目355 番地1	令和3年11月1日	令和9年10月31日
医療法人治光会 うら の眼科クリニック	医療法人治光会 うら の眼科クリニック 理 事長 浦野 善一郎	長崎県西彼杵郡時津町浦郷270 番地12	令和3年12月1日	令和9年11月30日
医療法人 藤山循環器 内科医院	医療法人藤山循環器内 科医院 理事長 藤山 友樹	長崎県諫早市高来町峰9-5	令和3年12月1日	令和9年11月30日
丸屋けいたろう歯科ク リニック	医療法人 敬寛会 理 事長 丸屋 敬太郎	長崎県平戸市木引田町411	令和3年11月1日	令和9年10月31日
有限会社 陽光堂薬局	有限会社 陽光堂薬品 代表取締役 渡辺 亮 輔	長崎県西彼杵郡時津町左底郷 78-20	令和3年12月19日	令和9年12月18日
医療法人社団清和会 山住医院	医療法人社団清和会 理事長 山住 和之	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿 郷395-3	令和3年12月16日	令和9年12月15日

長崎県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

（変 更）

区分	事業所の名称及び所在地	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	ふじた歯科	医療法人夢昂会 理事長 藤田 浩一	長崎県諫早市多良見町中里 129番地14	名称変更	令和3年11月1日
新	諫早ふじた歯科・矯正 歯科				

長崎県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

（休 止）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団杏風会 耳鼻 咽喉科原口クリニック	医療法人社団杏風会 理 事長 原口 茂徳	長崎県諫早市東小路町12-5	令和3年11月1日

長崎県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃 止 年 月 日
あんなか薬局	株式会社 宝来栄 代表 取締役 西岡 雄一	長崎県島原市中安徳町丁4309	令和3年10月31日
医療法人慶成会 坂口医院	医療法人慶成会坂口医院 理事長 坂口 耕三	長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷580	令和3年10月27日
丸屋けいたろう歯科クリ ニック	丸屋 敬太郎	長崎県平戸市木引田町411	令和3年10月31日
たけし歯科医院	武 俊朗	長崎県大村市桜馬場2丁目355-1	令和3年10月31日
計屋眼科医院	計屋 隆子	長崎県大村市乾馬場町843番地12	令和3年11月6日
医療法人 田中医院	医療法人田中医院 理事 長 田中 純智男	長崎県西海市西海町黒口郷1491	令和3年10月31日

長崎県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう 柔道整復	松尾 昭秀	長崎県大村市今村町 609-3	まつお鍼灸整骨院	長崎県大村市今村町 609-3	令和3年11月11日
柔道整復	京田 裕介	長崎県北松浦郡佐々 町小浦免1500-13 ハ ピネス1 105号室	/	/	令和3年9月21日

長崎県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 多良岳公園線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市高来町神津倉646番49地先から 諫早市高来町神津倉646番48地先まで	前	5.8~7.3	41.7	
	後	10.1~21.3	41.7	

長崎県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	南島原市北有馬町乙字中釘山3148番5地先から 雲仙市小浜町大亀字山川南128番3地先まで	令和4年1月7日

長崎県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	雲仙市小浜町大亀字山川南128番3地先から 南島原市北有馬町乙字山郷2841番22地先まで	令和4年1月7日

長崎県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	雲仙市国見町多比良丙字中田町128番5地先から 雲仙市国見町多比良丙字中田町129番1地先まで	令和4年1月7日

長崎県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市蚊焼町字岳路5051番6地先から 長崎市蚊焼町字岳路5054番地先まで	令和4年1月7日

長崎県告示第13号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、十八親和銀行長与支店、十八親和銀行長与中央支店、十八親和銀行深江中央支店及び十八親和銀行東長崎中央支店については令和4年1月11日から、十八親和銀行波佐見中央支店、十八親和銀行波佐見支店、十八親和銀行平戸中央支店及び十八親和銀行富士見町支店については令和4年1月24日から適用する。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい			1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい		
名称	位置	取扱部局又はかい	名称	位置	取扱部局又はかい
略			略		
十八親和銀行長与支店	西彼杵郡長与町	長崎高等技術専門学校、長崎北陽台高等学校	十八親和銀行長与支店	西彼杵郡長与町	長崎北陽台高等学校

略		
略		
略		
十八親和銀行波佐見支店	東彼杵郡波佐見町	窯業技術センター、波佐見高等学校
略		

2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置

名称	位置
略 十八親和銀行佐世保駅前支店	略 佐世保市三浦町
略 十八親和銀行有明支店	略 島原市有明町
略 十八親和銀行浦上駅前支店	略 長崎市目覚町
十八親和銀行滑石中央支店	長崎市滑石五丁目
略	略

3及び4 略

略		
十八親和銀行波佐見中央支店	東彼杵郡波佐見町	窯業技術センター
略		
十八親和銀行長与中央支店	西彼杵郡長与町	長崎高等技術専門校
略		
十八親和銀行波佐見支店	東彼杵郡波佐見町	波佐見高等学校
略		

2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置

名称	位置
略 十八親和銀行佐世保駅前支店	略 佐世保市三浦町
十八親和銀行平戸中央支店	平戸市木引田町
略 十八親和銀行有明支店	略 島原市有明町
十八親和銀行深江中央支店	南島原市深江町
略 十八親和銀行浦上駅前支店	略 長崎市目覚町
十八親和銀行富士見町支店	長崎市富士見町
十八親和銀行滑石中央支店	長崎市滑石五丁目
十八親和銀行東長崎中央支店	長崎市矢上町
略	略

3及び4 略

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
平戸市	R元年度からR3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 木引B	令和3年12月27日

平戸市	R元年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 木引D等2単位区域	令和3年12月27日
平戸市	R元年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 宝亀D	令和3年12月27日
南島原市	R2年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 永引無田（一部）	令和3年12月27日
南島原市	R2年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 下宮原第3（残部）等2単位区域	令和3年12月27日

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
ユーゲサイドD（テックス板） 102,000枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県農林部農産園芸課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年11月4日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
鹿児島県鹿児島市南栄2丁目9番地
サンケイ化学株式会社 代表取締役 福谷 明
- 5 随意契約に係る契約金額
27,489,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため。

教育委員会規則

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月7日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第1号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年3月31日長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第6号甲（第21条関係） 卒業証書の

割 印

 を削る。

様式第6号乙（第21条関係） 卒業証書の

割 印

 を削る。

様式第7号甲（第21条関係） 修了証書の

割 印

 を削る。

様式第7号乙（第21条関係） 修了証書の

割 印

 を削る。

附 則

この規則は、令和3年12月21日から施行する。

長崎県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月7日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第2号

長崎県立中学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立中学校管理規則（平成15年7月29日長崎県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第3号甲（第19条関係） 卒業証書の

割 印

 を削る。

様式第3号乙（第19条関係） 卒業証書の

割 印

 を削る。

附 則

この規則は、令和3年12月21日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学シーボルト校ルーター及び保守一式

(2) 調達物品の特質等

詳細は入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年9月30日（金）

(4) 納入場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1 長崎県立大学シーボルト校 西棟4階W421研究室

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機

設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を得ていること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(3) この公告の日から13の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から13の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 競争入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ・ 前2カ年の損益状況
- ・ 従業員数
- ・ 前2カ年の純資産の状況
- ・ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、県資格を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ・ 誓約書
- ・ 印鑑届（様式第2号）
- ・ 口座振替申込書（様式第3号）
- ・ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ・ 誓約書
- ・ 委任状
- ・ 営業概要書
- ・ 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- ・ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

- ・ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- ・ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ・ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ・ 印鑑届（様式第2号）
- ・ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1
(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
(電話) 095-813-5500
(提出期限) 令和4年1月18日(火) 17時00分
- 5 資格審査結果の通知
審査の結果については、以下の提出期限の日から13の入札期日までの間に文書で通知する。
- 6 資格審査の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。
- 7 資格審査申請事項の変更
入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第5号)を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者
 - (4) 資本金(法人の場合)
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 委任事項
 - (7) 金融機関取引口座
 - (8) 電話番号
- 8 資格の取消し等
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 9 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1
(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
(電話) 095-813-5500
- 10 契約条項を示す場所
9の部局とする。
- 11 入札説明書の交付期間及び場所
(期間) この公告の日から令和4年1月14日(金) 17時00分までの間(大学の休日を除く。)
(場所) 9の部局とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒(角2サイズ)及び切手(140円)を同封のうえ、9の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。)
(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 12 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 入札・開札の場所及び期日等
(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室
(期日) 令和4年1月25日(火) 10時30分開始
入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に9の部局に確認すること。
- 14 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
徴収しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出す

る場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

15 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、13の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

16 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

17 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

18 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト